



横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

銀座事務所 〒104-0061

東京中央区銀座 6-2-1 ダヴィンチ銀座ビル 2 階

TEL 03-3573-0070 FAX 03-3572-2480

ホームページ <http://www.supt.jp/>

“Win Win World”

オランダ経由の租税回避スキームが遮断!?

日本とオランダとの租税条約の改定が基本合意に至りました。

この影響が大きいのは、匿名組合を利用したスキームです。通常、海外から日本に匿名組合を通じて投資をする場合、海外への匿名組合の分配は20%の源泉税が課税され、また、その海外の国でも居住者課税されます（ただし、外国税額控除等による二重課税排除規定がある国があります）。しかし、オランダから日本に投資する際に匿名組合スキームを使うと、日本からオランダへの利益分配金は課税されず、また、オランダでも国内法により課税されませんでした。これは、日本とオランダとの租税条約では、匿名組合の分配金は「その他所得条項」に当たるとされ、日本に課税権がないためでした。さらに、オランダでは「資本参加免税」という税制度があり、投資への果実（配当や株式譲渡益等）は課税されないとされているからです。そのため、日本に直接投資せずに、オランダに設立した中間持株会社を経由して投資をするスキームが多発しました。このオランダを中間持株会社として利用するスキームを、オランダをサンドイッチの中身と例えて「ダッチサンド」と呼ぶこともあったようです。税務当局はこのような租税回避行為に目を付け、否認や裁判が目立っていました。

しかし、今後は、このスキームが使えなくなります。今回の新租税条約の基本合意では、匿名組合分配金は「源泉地課税」とされました。これは、日本での課税権を認めるもので、日本からオランダへ利益分配をする際に20%の源泉税が課税されることとなります。これによりオランダを使った匿名組合スキームは税メリットが無くなりました。といってもオランダの国内法ではいまだに投資に有利な税制が残っているので、まだオランダを使うメリットはあるかもしれません。

今後、署名がされた後、国会での承認手続きを経て発効となりますが、適用時期がまだ公表されていないため、これからオランダを使おうとする際には注意が必要と思われます。

グループ法人税制—中小法人特例の不適用—

平成22年度の税制改正に関する法案が2月5日に閣議決定され国会に提出されました。今回の税制改正の中で「グループ法人税制」と呼ばれるものが目玉としてあります。本誌でもご紹介してきましたが、今回はその中で「大法人の子法人に対して中小法人向けの特例措置が適用されなくなる」という税制改正論点についてです。

大法人に比べて中小法人が脆弱な資金調達能力であることや零細な事業規模であることなどを考え、中小法人には軽減税率、特定同族会社の特別税率の不適用、貸倒引当金の法定繰入率、交際費の損金不算入制度における定額控除制度、欠損金の繰り戻しによる還付制度の特例措置が認められています。現行制度においては法人自らの資本金の額又は出資金の額が1億円以下である場合には、中小法人向けの特例措置の適用があります。株主が誰であるかを問わなかったわけです。しかし大法人の100%子法人である中小法人を通常の中小法人と同一視して、特例メリットを享受させることは適当でないと以前より指摘されていました。

このため今回の税制改正に際して、一定の中小法人向け特例の適用については、自らの資本金の規模に加えて、親会社の資本金等の規模も考慮することとし、会社法上の大会社の基準のひとつである資本金の額を参考に、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人には適用しないこととされます。上場企業子会社のお客様はご注意ください。

